メンバーによる非遵守の可能性を示唆する外部文書のレビュープロセス

メンバーに対して、CCSBT 会合の前にメンバーによる非遵守の可能性を示唆 する外部文書をレビューし事実誤認を修正する機会を提供することができる よう、以下のプロセスを適用するものとする。

- 1. メンバーによる非遵守の可能性を示唆する全ての外部文書であって CCSBT 会合により検討される文書は、その旨を明示しなければならず、 及びそうした文書が会合に提出される少なくとも 45 日前までに、事務局 により受領されなければならない。
- 2. そのような文書は、単なる憶測又は裏付けのない情報に依拠することなく、これらの非遵守の可能性には合理的かつ信頼性の高い証拠があると信ずるに足る合理的根拠に基づいて作成されなければならない。
- 3. 文書が事務局により受領された場合、同文書は、会合の少なくとも 45 日前までにメンバーに対して回章される。
- 4. メンバーに対しては、文書の回章後、文書について検討し、及び事務局に対して当該文書にかかる当初の回答を行うために 20 日の期間が与えられる。回答に当たっては、全ての事実誤認、及びメンバーが会合に対して注意を喚起したいその他全ての事項について検討すべきである。遵守上の事例が個別の漁船に言及するものである場合であって、メンバーが当該船舶の情報を公表しないよう要請した場合は、EC が当該件をどのように扱うかについて決定するまでの間、当該情報は非公開とされなければならない。
- 5. メンバーが事実誤認を確認した場合、これらの事実誤認は精査され、また 事実誤認を確認したメンバーの数により、二者間(メンバー及び著者間) で、又は必要があれば事務局がメンバー及び報告書の著者間の連絡調整役 となって多数者間で対処される必要がある。事務局からメンバーに回章す ることができるよう、著者は、修正した文書を事務局に対して会合の 15 日前までに提出しなければならない。
- 6. 修正された文書は、CCSBT 会合において検討される。CCSBT 会合における検討の際、メンバーが修正文書に引き続き事実誤認が含まれていることを立証した場合であって、かつコンセンサスに達した場合、これらの事実誤認が是正されない限り、当該文書は撤回されなければならない。

外部文書とは、メンバー、CNM 又は事務局によって提出され、かつ承認された文書以外の全ての文書をいう。